

相続等で農地を取得したとき（権利取得の届出）

次により農地の権利を取得した場合、登記完了後に届出をしてください。

- 相続
- 遺産分割
- 包括遺贈又は相続人に対する特定遺贈
- 時効取得
- 法人の合併・分割

等

○届出に必要な書類等

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書（1部）

- ・農業委員会事務局に用意してあります。

(2) 印鑑（認め印可）

- ・届け出をする方の印鑑（認め印で差し支えありません）

(3) 権利を取得したことがわかる書類

- ・（例）権利書、登記簿謄本など
- ・届出の際に提示してください。

（写し等を添付する必要はありません。なお、コピーを取らせていただく場合がありますので、予めご了承ください。）

○届出先（問い合わせ先）

高根沢町農業委員会事務局（本庁第2庁舎2階）

TEL 675-8108 ・ FAX 675-8114

〒329-1292 高根沢町大字石末2053番地